

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称: 日赤岩手乳児院	種別: 乳児院
代表者(職名)氏名: 院長 梶原 和華	定員・利用人数: 20名
所在地: 〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳6地割1番地10	
TEL: 019-614-0821	ホームページ: http://www.iwate-nyujiinn.jrc.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日: 昭和9年12月26日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 日本赤十字社 社長 大塚 義治	
職員数	常勤職員: 27名 非常勤職員: 3名
専門職員	(専門職の名称: 4名)
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
	里親支援専門相談員
	心理療法担当職員
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 3室20名)
	小規模 Gr.ケア キリン (6名)
	小規模 Gr.ケア うさぎ (6名)
	小舎 ひよこ・りす (8名)
	(設備等)
	保育室 6部屋
	病後児保育室 2部屋
	親子訓練室

③ 理念・基本方針

理念

- 1 私たちは、「人道・公平・奉仕・博愛」の赤十字精神に基づき、子どもたちの心身の成長発達を促進し、その権利を擁護します。
- 2 私たちは、子どもたちの情緒的な安定を図り、保護者との信頼関係を築きながら家庭復帰を支援します。
- 3 私たちは、地域との連携を図り、施設機能を生かし地域の子育て支援に努めます。

基本方針

- 1 私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちの人権(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を尊重します。
私たちは、子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また不適切なかかわりをしないよう、自らを律します。
- 2 私たちは、子どもたちやその家族を尊重した養育計画を作成し、子どもたち一人ひとりの最善の利益の実現に取り組みます。

- 3 私たちは、子どもたちが安心して生活できる家庭的な環境の中で、子どもたち一人ひとりと信頼関係を築くとともに、健康管理、栄養管理、安全管理や事故防止に積極的に取り組みます。
- 4 私たちは、関係機関と協働し、家庭機能の回復を援助するとともに、保護者や里親と子どもたちを継続的に支援します。
- 5 私たちは、地域の子育て支援への協力や地域活動への参加により社会貢献に努めるとともに、ボランティアを積極的に受入れます。
- 6 私たちは、社会福祉職員として人間性や専門性を高め、自己の能力の向上に努めます。また、職員一同協力しサービスの質の向上や業務の改善に努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

日本で9番目の乳児院として乳幼児福祉を担っており、平成26年より現在の住所へ新築移転。移転後は、同年4月より小規模Gr.ケアを2クラス及び心理療法担当職員による入所児・保護者への心理的支援を開始した。また、平成30年度からは、それまで家庭支援専門相談員が兼ねていた里親支援について、里親支援専門相談員を配置し、よりきめ細かな支援となるよう取り組んでいる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月4日（契約日） ～令和2年1月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	5回（平成28年度）

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

子どもの心に寄り添った愛着関係の育みと豊かな生活の保障

愛着関係を育む取組として、「担当養育制」や積極的な「個別対応」の工夫が行われ、日々の遊びの時間や自然とのふれあい、外出体験や入浴など一人ひとりにゆったりとかかわる時間を積み重ねている。個別対応の記録は「個別対応記録」につづられ、子どもたちの満足した様子やつぶやきが細かに記載されている。新たに「外出費」を予算化したことで個別に外出を楽しむ機会が増え、社会性を高める取組となっている。また、定期的に「入所児童処遇調査」で子ども目線に立った振り返りを行うとともに、衣類、玩具、食器等の個別化を図っている。小規模グループ養育など安心してくつろいだ家庭的環境は、子どもたちにとって豊かな生活を保障する仕組みが整備されているといえる。

◇ 改善が求められる点

事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しの組織的対応と職員の理解促進

事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。

幹部職員による管理会議、全職員を参加対象とする職員会議が毎月開催され、子どもの支援や業務に関する課題の共有と意見の集約が行われ、職員の参画のもとで事業計画が策定されている。毎年度の自己評価、3年に一度の第三者評価の結果を踏まえて業務が見直しされている。中・長期計画は、第三者評価基準の体系で目標が整理され、会議と書類の回覧によって周知が図られている。しかし、中・長期計画の結果評価が取組項目の実施をもって達成とされ、求められる役割が十分機能しているかの評価が十分ではない。単年度計画は、重点事項の絞り込みによってむしろ計画の全体像が分かりにくいものとなっている。事業概要書に養育の計画が盛り込まれ具体的な推進方策が見える

ものの、単年度計画に関わる実施項目や実施頻度、実施時期、取組過程の記述が不足しており、職員の理解を促す取組には課題を残している。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当院における第三者評価の受審は、比較的早い時期から取り組んでおり、乳児院における受審が3年ごとに義務化されて以降3度目、通算5度目の受審となりました。

前回の受審結果に学び、職員一丸となり改善に取り組んでまいりましたが、まだまだ不足の状況があることは否めません。

また、今回の受審までに改善に至らなかった部分も見受けられ、これらについては一層取り組んでまいります。

施設内で“良し”となった部分が実はそうではなかったなど、認識の不足もあり、評価基準の一層の理解が必要です。

この評価を受けることで、院内業務の更なる充実を目指せることとなりますので、評価結果をもとに対応を検討することといたします。

今後も「子どもの最善の利益のために」施設機能の向上に努めてまいります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【日赤岩手乳児院】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>理念、基本方針が明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>法人の理念は「日本赤十字社の使命」「わたしたちの基本原則」として示されている。施設の理念は「人道・公平・奉仕・博愛」の赤十字精神に基づくとし、①子供の成長発達の促進と権利擁護 ②子どもの家庭復帰の支援 ③地域の子育て支援の三つの視点にまとめられている。基本方針は6項目からなり、子どもの人権の尊重、子どもの最善の利益の実現等を掲げ乳児院としての使命、役割が反映されている。理念等は、平成30年3月に一部改正が行われ、施設内に掲示するとともに朝礼で唱和するなど継続的な取組が行われている。事業計画書や施設のしおり、広報紙、ホームページに理念等を掲載し、職員及び保護者等に周知されている。また、職員の行動規範として全国乳児福祉協議会の乳児院倫理綱領が活用されている。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>児童福祉、乳児院をとりまく制度・政策の動向は、全国乳児福祉協議会に加入し、最新の情報を入手している。岩手県社会的養護推進検討会に施設長が参画し、岩手県における社会的養護推進計画の策定検討を通じて子どもの養育ニーズ等を把握・分析している。収入と支出の分析は四半期を単位に事務長が行い、会議を通じて職員に周知されている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>平成26年度から小規模グループケアを導入し、施設内で2グループが実践されている。今後は4グループでの実践を目指した職員採用を行うこととしている。保育士等の職員採用が課題であり、早期に3名の採用内定を行うなど具体的な取組が進められている。職員の職場定着を図る取組として、新人職員に一对一で指導する行うプリセプター制度、子どもの支援方法を指導助言するスーパービジョン体制を強化するなど、経営課題の優先度に応じた具体的な取組が進められている。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>施設の運営管理や子ども養育支援に関し、平成31年度(令和元年度)から令和3年度までを期間とする中・長期計画が10項目の目標を設定して策定されている。具体的には権利擁護マニュアルの見直し、アセスメント手法の見直し、里親支援マニュアルの作成などが目標に挙げられている。中・長期収支計画は平成28年度から30年度までの決算を併記し31年度から令和3年度までの収支予算が策定されている。里親支援専門相談員の配置やグループケアの継続で収入増加を見込み、職員の正職員化、非正規職員の処遇改善、夜勤体制の充実、備品の更新等を見込んだ支出予算が組まれている。中・長期計画の改訂時には、実施効果の振返りが行われ、現計画に反映されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度計画には、中・長期計画の内容を反映しているが、内容が十分でない。</p> <p>単年度計画は、①入所児及び家庭のケアの充実(看護師、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員)の配置による小規模グループケアの実践、被虐待児等の専門的支援 ②運営基盤の強化(研修とスーパービジョン体制の強化) ③地域貢献の推進 ④ボランティアと職員による施設運営の4項目が重点事項とされている。しかし、中・長期計画で令和元年度着手とされた取組が、年度計画では部分的に含まれていないものもあり、両計画における業務の関連付け、連動性が十分とはいえない。単年度計画では、実施時期や回数などの指標を明確にした具体的な立案が求められる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。幹部職員による管理会議、全職員を参加対象とする職員会議が毎月開催され、子どもの支援や業務に関する課題の共有と意見の集約が行われ、職員の参画のもとで事業計画が策定されている。毎年度の自己評価、3年に一度の第三者評価の結果を踏まえて業務が見直しされている。中・長期計画は、第三者評価基準の体系で目標が整理され会議と書類の回覧によって周知が図られている。しかし、中・長期計画の結果評価が取組項目の実施をもって達成とされ、求められる役割が十分機能しているかの評価が十分ではない。単年度計画は、重点事項の絞り込みによってむしろ計画の全体像が分かりにくいものとなっている。事業概要書に養育の計画が盛り込まれ具体的な推進策が見えるものの、単年度計画に関わる実施項目や実施頻度、実施時期、取組過程の記述が不足しており、職員の理解を促す取組には課題を残している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。事業計画は「乳児院のおしり」、広報紙「ピヨピヨだより」に掲載し保護者に送付されている。また、ホームページを通じた情報提供も行われている。事業計画のうち、中・長期計画については保護者等に向けた情報提供が十分とはいえない。</p>		

I-4 養育・支援の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。施設長を委員長とする施設サービス改善向上委員会が設置され、幹部職員7名で構成されている。自己評価、第三者評価への対応は第三者運営委員会で取り組まれている。令和元年度の自己評価は9班編成・全職員参加の下で実施されている。養育・支援の評価は、入所児処遇調査を行い、購入したい玩具・衣類のチェックや子どもとの対一の時間の確保状況が評価されている。また、養育・支援の評価のために処遇チェックが実施され、年度集計を行うことにより適切でない対応を見直す活動に取り組んでいる。職員会議では感染症対策、リスクマネジメントなどの課題が喚起されており、養育・支援の質の向上に向けた取組が行われている。しかし、これらの取組を全体的に調和させ、定期的に推進する要領、仕組みが十分とはいえない。PDCAの実践とともに様々な改善を持続する工夫が求められる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。平成28年度に受審した第三者評価の結果を基に課題を明確にし、職員提案による改善策がまとめられた。その後の改善は、29年度の活動として実施された。30年度も引き続き改善を続け、養育部門の会議で年間の反省が話し合われている。しかし、改善の活動そのものが、単年度計画に十分な位置づけがされていない。そのため改善の結果が事業報告等に集約されておらず、改善の成果がある半面、成果を継続する取組が曖昧なものとなっている。事業報告書に自己評価結果や業務改善、養育・支援の向上の取組を記述する等、結果の集約や報告の充実が望まれる。</p>		

評価対象II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。施設長は隣接する盛岡赤十字病院の小児科医師を兼務している。施設長は子どもの健康管理に責任を持ち、施設の経営・事務管理を担当する事務長及び看護師長をはじめとする幹部職員を指揮して経営の統括を図っている。国の新しい社会的養育ビジョンに対しては懐疑的な分析をしつつ、県、市町村、各施設が協力して、分野の垣根を超えて地道に取り組んでいく必要性を広報紙で表明し、施設の役割を示している。災害時は施設長が災害対策本部長となるが、不在時は事務長が代行することになっている。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>岩手県社会的養護推進検討会、県社会福祉協議会児童福祉施設協議会等を通じて施設長は施策の動向を把握するとともに、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会を修了している。人事、服務、情報管理、行政指導、職員の賞罰等については、事務長が日本赤十字本社及び岩手県支部の規程に基づいて対応する業務分担であり、施設長は法令遵守の観点から会議で発言し、研修に関与している。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 療育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>施設長は、経営管理を担う総務部門の責任者を事務長に、養育・支援部門の責任者を看護師長に担当させるとともに、管理会議、職員会議、養育単位ごとのクラス会議、給食会議を通じて日常の業務推進を図っている。養育・支援の向上の体制では、防災委員会、サービス向上委員会を常設とし、業務の目的ごとに①インシデント・アクシデント ②写真・広報、衣類、遊具・絵本 ③環境衛生、備品管理 ④マニュアル・記録 ⑤研修・実習生 ⑥第三者評価などを職員で係分担当する体制としている。年10回の施設内研修と研修の振り返りを行い、学びの浸透を図る取組は効果的である。業務に関する職員の意見の反映は、各種会議録で確認できた。職員の適切な対応を積極的に評価する「ニヤリほっと報告」は職員のモチベーションの向上を図るユニークかつ効果的な活動である。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>平成27年度から29年度までは、職員の退職率が高く、人事、労務、給与施策の見直しが避けられなかった。26年2月に現在地に新築移転しグループケアを導入した影響もあったが、保護措置費の引上げや家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員等の配置に伴う加算で収入を確保し、正職員採用の拡大や処遇改善を図った結果、30年度以降の退職者が半減するなど施策の実効性が現れた。養育単位を3区分とし、それぞれにリーダーを配置するとともに、新任職員には指導役のプリセプターを位置づけたことも改善の一つであった。今後は中・長期収支計画にあるとおり夜勤体制の充実、定年退職を織り込んだ採用の増員を図るとしており、人員配置の充実と働きやすさへの配慮に重点を置く姿勢には好感が持てる。また、院内研修の振り返りを通じた職員提案により具体的な改善が行われた実績が確認できた。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する取組を行っているが、具体的な計画の策定が十分でない。</p> <p>必要な福祉人材や人材体制については、中・長期計画及び中・長期収支計画で目標を掲げ、将来的な体制整備のため人件費積立にも努めている。しかし、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の業務の高度化、多機能化に向けた配置を終えた以降、運営規程や業務分担、業務内容の精査が十分に進んでいない。また、乳児院の使命に共感する職員の採用に向けた活動が引き続き重要となる。スーパービジョンが定着する体制づくりや非正規雇用のあり方等も検討しながら中・長期計画の実施展開に位置づけた人材の採用・活用計画の充実に取り組む必要がある。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理を実施している。</p> <p>施設が期待する職員像は、理念・基本方針に示されているほか、全国乳児福祉協議会の行動規範が活用されている。人事基準及び給与・昇給・昇格の基準は日本赤十字本社の規程に基づいている。就業の意向は職員カードで把握する仕組みであり、職務適性や異動希望、仕事の改善提案、職務目標などが把握されている。毎年度の勤務評定とそれに伴う面談が実施されているほか、マニュアルも整備されている。このような取組が奏功し、平成30年度以降退職者が減少したことは成果であった。最も職員数の多い保育士を例にとれば、養育係長、保育士長へのキャリアパスがあり、また個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員などの高度な支援に対応する職種へのキャリアパスがある。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに努めているが改善の余地を残している。</p> <p>法定の必置義務はないが、6月に衛生委員会を設置し就業状況の改善の体制づくりが進められた。また、医師である施設長が職員の健康面での相談に応じることができるのも特徴である。シフト勤務における希望休の調整や年次有給休暇の年間5日以上取得はすでに達成されている。平成30年からタイムカードによる出退勤管理を導入するとともに、超過勤務の申請も会議等で奨励されている。月単位の超過勤務の実績が20時間を超える職員はいないとのことである。夜間勤務者が仮眠できる居室も確保されている。しかし、今後の働きやすい職場づくりに向けては各種ハラスメントに対応できる相談体制の整備や就業状況等を検討する衛生委員会の機能の発揮が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>施設が期待する職員像は、理念・基本方針に示されている。職務目標を年1回職員カードに基づき面談で確認し、自己研さんの目標を定めるアクション計画を職員個々に作成し、9月に中間の振り返り、1月に活動結果を確認する仕組みがある。目標管理は新任職員育成システムとも関連があり、3グループのリーダーがプリセプターとして活動している。またリーダーはグループにおけるスーパーバイザーの役割も担っている。目標項目や水準は、新任と中堅の2段階に分けて設定され、それぞれのチェックリストによって具体的に到達状況が検討されている。このように仕組みの整備が進められたが、目標管理等を推進する責任体制が業務分掌表や年度の係分担においても曖昧である。またアクション計画をはじめとする目標管理の仕組みを生かすためには仕組み全体の関連性を整理したマニュアル改正が必要と思われる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>基本方針では「社会福祉職員としての人間性や専門性を高め、自己の能力の向上に努めます」として施設の姿勢が明示されている。これに基づく中・長期計画では「人材育成のための研修計画、研修成果の定期的な評価」を掲げ、毎年度研修マニュアルを見直し、改正するとされている。令和元年度計画では「新人、中堅、上級等職員に対応した研修の実施」が掲げられている。新人研修はプリセプターによるOJTと施設内研修、中堅職員以上は施設内研修と施設外研修がある。研修の内容は、職員の希望を集約して決定されている。施設内研修は年10回行われ、研修の振り返りとして大切な要点が文章化され職員で回覧されている点に積極性がうかがわれる。このように仕組みの整備が進められたが、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員等の機能別の専門職種が習得すべき知識・技術の明確化が今後の改善点といえる。教育・研修に係る体系を要領や計画書として再整理し、分かりやすく示す必要もある。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。</p> <p>プリセプター制度の導入やスーパービジョンの仕組みを整備するなど、効果的な改善が行われた。また新人及び中堅職員が習得すべき知識・技術等が明文化され、チェックリストを用いて習得度が明らかにされている点も実効性のある取組である。クラス単位の会議においてもチェックリストの項目を話し合い、学習を深めるなどの前向きな努力がされている。このように現場の底上げを図る取組が向上したが、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員においては、ソーシャルワーク技法、法律知識などの充実も望まれる。心理療法担当職員、個別支援職員等の専門性の向上については外部有識者のコンサルテーションや事例検討会などのへの参加も効果的であろう。</p>		
II-2-(4) 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>実習生の受入れは平成30年度に23名250日間の実績であった。養育里親認定前研修も受入れ5人の実績があった。実習プログラムは養育クラス単位に用意され、子どもの安全を図りながら注意を要する病児への配慮や散歩の注意、業務マニュアルの遵守など、将来業務につくことを前提とした指導が行われている。実習担当係マニュアルが整備されるとともに実習生の心得や個人情報への配慮も実習生に求められている。マニュアルには、職員が行ってはならない事項が列記され、実習生に見られる側としての規律が促されている。保育士業務を教えるのみならず、成熟した人間性を備えた保育士の姿を見せる姿勢が感じ取れる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 施設のホームページで公表されている情報は、理念・基本方針、施設概要、施設の利用方法、施設内の子どもの様子、寄付者、入札資格審査申請、平成31年度事業計画の重点(要約)と平成30年度の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、苦情受付状況である。このほか施設のしおりや広報紙で理念等の情報が公表されている。一方、事業報告書、予算、自己評価結果、苦情受付体制、中・長期計画及び中・長期収支計画については公表されておらず、今後の検討が望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 日本赤十字社の諸規程に基づいて施設の経営・運営がなされている。会計システムは本社の仕様に基づいている。職務分掌と係分担当が定められ責任体制を明確にし、職員に周知されている。令和元年度から監査法人による監査が行われており、すでに予備調査が実施された。岩手県支部の業務連絡会議が毎月開催され、適正な業務執行について連絡協議が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 子どもたちは盛岡市母子通園事業「わらしこ教室」や近隣の保育園の開放行事に参加している。施設の周囲に景観の良い散策路やドッグラン、河川敷があり、公園なども散歩に利用されている。ショッピングセンターや駅への外出、七五三の参詣、動物園や七夕まつりの見学など社会性を養う活動を通じて地域との交流が広がられている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 基本方針にはボランティアを積極的に受入れると明記されている。ボランティアの受入れマニュアルを整備し、ボランティア希望者に対する説明文書が用意されている。説明文書には施設の理念等、子どもへの接し方等が説明されている。ボランティアの受入れ担当も決められている。岩手大学赤十字奉仕団は毎週、ベビーマッサージのボランティアは月2回、散髪ボランティアは年2回活動している。個人ボランティアは延べ132人が活動するなど受入れが積極的だった。中・長期計画や年度計画では新たなボランティアの受入れのため、広報を強化することとされているが、ホームページや広報紙による取組がなされていない。すでに十分な受入れ実績があるものの、施設としてはさらなる受入れを目指しており、取組の進展が期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 関係機関等のリストには、子どもが通院する医療機関、児童相談所、警察、消防、保健所、取引先事業者などがリストアップされ、最新の連絡先に更新されている。退所し、他の施設に措置変更となる場合は、事前に子どもを伴って施設を訪問するなどの連携が図られている。児童相談所の依頼により里親委託となった子どもに対するアフターケアの訪問が行われているほか、里親支援専門相談員が地区里親会との交流や研修会へ参加することによって連携が深められている。児童相談所との定期連絡会議も行い子どもに対する個別的な支援方針が話し合われている。社会的養護関係施設が会員となっている県児童福祉施設協議会に加入し施設間の横断的な連絡協議がされている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 育児電話相談を実施することにより育児に関する福祉ニーズの把握につながっている。里親を通じて得られるニーズもある。また、外部研修に参加することにより福祉施策の動向や今日的な地域課題を学び、福祉ニーズの変化が捉えられている。医師である施設長によって診療を通じて親子の課題がくみ取られている。しかし、子どもの生活課題のみならず幅広い福祉ニーズを知る施設の取組は手薄である。</p>		

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 育児電話相談、食育体験教室、パパママ体験教室等の公益的な活動が行われている。里親登録前研修の開催や中学生の職場体験、ボランティア体験の受入れも公益的な取組といえる。一方、ひとり親家庭が抱える生活課題、子どもの貧困、学習機会に恵まれないう子ども、家庭の中に介護や子育て、引きこもりなどの複合課題を抱えるケースも近年増加しているといわれている。新たに募集するボランティアにはこのような地域の生活課題に目を向けた取組に協働する方向もあり得る。職員が直接的に支援に向かうには時間的な制約があるので、地域の課題解決に積極的な住民との情報交換やコーディネートの場を設けることも活動の端緒となり得る。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した療育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解を持つための取組が行われている。 理念・基本方針は、乳児院のしおり、事業概要等に明記され、毎朝の申し送り時に唱和し、浸透が図られている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、「権利擁護マニュアル」として整備され、施設内研修を実施し共通理解を図る取組が行われている。クラス会議等で「乳児院倫理綱領」「より適切な関わりをするためのチェックポイント」の読み合わせや毎月「処遇チェック」が行われ、自己の養育の振り返りがされている。「処遇チェック」は看護師長が集計し、前年度との比較や入所児や職員の状況などから考察を行い、まとめを職員に提示し回覧・周知を図っていることは、養育・支援の基本姿勢の理解を持つための取組として評価される。今年度は「処遇チェックのまとめから読み取れること(H30)」を基に、項目の読み取りやチェックの多かった項目の状況の確認や意見交換等を行い、理解や養育姿勢の共有化に努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した療育・支援が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われている。 「権利擁護マニュアル」に子どものプライバシー保護に関する考え方・姿勢が明示され、入職時のオリエンテーションや院内研修(研修系の企画)で解説や説明など学び合う機会が設けられ、理解・周知が図られている。保護者に対しては、入所説明時に個人情報の取扱い、プライバシー保護に関する乳児院の姿勢・取組について説明し、同意が得られている。子どもに関わる居室や生活空間は、プライバシーに配慮した造りとなっている。個別の衣服・生活用品・玩具などが用意され、全体やみんなで使うものと区別し、個の思いを大切に受け止め・育てる養育が実践されている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 ホームページや「乳児院のしおり」に、理念・基本方針や施設の紹介、デイリープログラム、利用の方法などについて、分かりやすく掲載されている。「乳児院のしおり」等は、日赤病院・小児科や市町村の福祉課などに置かれている。見学希望者には、「乳児院のしおり」を使って対応されている。休日や夜間の問合せには、対応内容をまとめた文書に沿って、誰でも同様の対応ができるようにされている。これまでの実施内容に加え、現在、使用している冊子・資料をもとに入所決定時と入所予定・見学希望用など用途に応じた資料の作成・準備に取り組まれることを期待する。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 入所時には、「入所時の対応」「入所説明確認書」に沿って複数の職員で対応し、「乳児院のしおり」等を用いて、生活全般や養育計画(例)、災害時の対応、外泊(外出)の心得、苦情等の申出窓口などについて保護者に説明されている。また、保護者からは子どもの食事状況の聴き取り等を行うとともに、個人情報に関することや、予防接種等について確認・同意を得ている。入所決定時に同意を得られないケースには、入所後の面会等で時間をかけて理解・同意を得るようにしている。意思決定が困難な保護者には、児童相談所が対応し連携が図られている。今後は、養育・支援の過程において保護者に向けて、子どもの成長や養育の状況・次のステップなどを分かりやすく伝える書面を用いた実践が期待される。</p>		

32	III-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。 養育・支援の内容の変更は、保育の記録を基にカンファレンス会議で状況の確認・経過観察・振返り(評価)を行い、継続性に配慮されている。施設変更や地域・家庭への移行については、児童相談所など関係機関と連携が取られている。「施設変更・家庭引き取り」における継続支援、引継ぎ手順、「退所時の対応」に基づいて、慣らし保育の実施や引継ぎ書類、成長等の記録や送り書等の準備が行われ、継続性に配慮しスムーズな移行に努めている。また、退所後の相談方法等についての文書を渡し、電話等で状況確認等を行い、訪問にも対応している。子どもには、措置変更や家庭への移行について分かりやすい言葉で伝えるとともに、心の揺れを受け止め、寄り添うよう配慮されている。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 小規模ケア・担当養育制をとり、集団の生活や遊びの中でも個々の子どもに目を向け、かかわりを大切にしている。満足度の把握として、保護者に対しては面会・行事開催時にアンケートが実施されている。また、子どもの代弁者となって処遇調査や嗜好調査が実施され、養育の場に生かされている。職員の振返りとして、「処遇チェック」を実施し、看護師長が取りまとめを行い、クラス会議や職員会議で項目の読取りやチェックの多い項目について状況確認や改善に向けての検討が行われているが、実践にどう生かされているのかは年度の途中でもあり現時点では確認できず、取組の検証が待たれる。意思表示の未熟な乳幼児の「満足」は養育と一体的なものであり、現在の取組とともに「大切な自分(自己肯定感)」の育みなど様々な角度から組織的に「子どもの満足」についての分析・検討が望まれる。</p>		
III-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 「苦情解決及びサービス評価実施要領」が策定されており、苦情受付者・苦情解決者・第三者委員を定め、苦情解決に向けての体制や対応手順を整備され、苦情解決後はホームページ等で公表する仕組みが整っている。保護者には入所時に、苦情申出窓口や投書箱の活用について説明され、意見等を記入する用紙の配付が行われている。保護者が利用する廊下・面会室等に文書が掲示され、用紙や筆記用具が準備されている。保護者の意見・要望を把握するために面会時や行事開催時にアンケートが実施され、その結果や対応についてフィードバックが行われている。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者等に伝えるための取組が行われている。 保護者に対しては、入所時に苦情等の受付や「苦情申出窓口の設置について」の文書を玄関・面会室などに掲示、投書箱の設置、相談内容によって複数の方法や相手が選択できることが説明され、「皆様の声をお聞かせください」の用紙が渡されている。また、個人情報やプライバシーに配慮して使用する部屋は複数設け、通常の面会時においても重複を避けるよう配慮し、個別の対応が取れるようにしている。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分でない。 面会や行事等の来所時には、保護者等の意見や要望を把握するためアンケートを実施している。また、家庭支援専門相談員や養育担当者等が子どもの様子や成長を伝えながら、保護者の思いや相談・要望を聞き、養育指導やアドバイスを行っている。「日赤岩手乳児院における苦情解決及びサービス評価実施要領」に基づき、苦情対応と同様の対応が整備されている。相談窓口や投書箱の利用による相談等は、ほとんどない。組織的かつ迅速な対応をするためには、相談等の内容によって検討や対応に時間を要する場合の説明や了承を得ることも必要と思われる。対応マニュアルの整備の充実と定期的な見直し・記録が求められる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 リスクマネジメントの責任者は明記され、インシデントアクシデント係の集計報告やクラスごとの検討で情報の共有化や有効性の検討がされている。また、不審者対応や毎月の防災訓練時に緊急時対応訓練も消防・警察等の関係機関の協力を得て行われている。しかし、危険場所や遊具の点検は職員による安全点検にとどまっている。専門家の点検や助言による更なる安全性の向上が望まれる。また、乳幼児等が不定期に入所することに鑑み、保護者の強引な引き取りに備えた取組と職員による保護者情報の確認体制づくりが望まれる。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組が行われている。施設長が盛岡赤十字病院の小児科医師で、衛生管理の担当は看護師長が中心となり、感染症の予防や発生時の対応マニュアルが整備されている。また健康管理やインフルエンザ対策等の指示は、毎日の申送り時のマニュアル該当箇所から説明され、さらに事務日誌で周知が図られている。嘔吐物処理キットは各保育室に備えてある。院内研修は全職員向けに年1回実施され、昨年度は「嘔吐物の処理方法を学ぶ」として行われている。睡眠チェックは15分間隔で睡眠チェック表により確認され、乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策も行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。火災、水害、地震、不審者等の災害マニュアルが策定され、マニュアルは全職員がいつでも閲覧しやすい場所に配置されている。マニュアルに沿って夜間体制訓練や対応訓練が行われている。水害訓練では、ふれあいランド岩手や血液センターへの移動避難が行われるよう努めている。立地条件を示すハザードマップによる災害の影響の把握をし、発災時においても養育・支援を継続するための「事業継続計画」(BCP)の考え方に基づく防災計画はあるが、被災後の養育・支援場面を想定した計画として充実させる必要がある。また、非常連絡網として伝言ダイヤルが位置付けられているが、災害発生時のSNSやメールによる安否確認の取組は行われていない。今後の取組に期待する。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
<p>評価者コメント40</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。標準的な実施方法は、養育マニュアルとして文書化され各部屋と職員室に整備され、それを基本として標準的な養育、支援が実施されている。令和元年6月には施設内研修「院内マニュアルを熟知しよう」が行われ、新人、経験者であっても一定の水準で養育、支援が行われるようチェックリストによる見直しが行われている。また新人職員に対して、プリセプターによるOJTやスーパービジョンが実施され、新採用者研修内容チェックリストによる研修内容の整理や理解度の確認が行われている。クラス会議では毎月養育の振り返りを行い、処遇チェック項目を決めて検討し、共通認識のもと、養育、支援が実施されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。マニュアル・記録委員会を中心に定期的にマニュアル内容の見直し、検討が実施されている。マニュアル・記録委員会は毎月1回開催され、職員会議、組会議、保育記録(個人目標や個人反省)、カンファレンス記録、処遇チェック、アクシデント(インシデント)の集計結果を活用し、マニュアル等の見直し、改善を行う仕組みとしている。今後は里親支援・家庭支援のマニュアル、自立支援計画作成マニュアルの改定を進めるとしている。自立支援計画から得られた経験、知見がマニュアル等に十分に反映されていない点が見受けられたので、見直しの推進が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。自立支援計画立案までの手順が明文化され、それに沿って家庭支援専門員が自立支援計画を立案している。立案には様々な職種の職員がカンファレンスに参加し意見を述べているほか、病・虚弱児等の支援困難ケースにも日々の保育日誌やカンファレンス記録を盛り込む計画となっている。しかし、アセスメント様式は、盛り込むべき内容に不十分さがみられる。全国乳児福祉協議会で示しているアセスメントガイドなどを参考にアセスメント手法を確立し、子ども一人ひとりの自立支援計画を策定していくことを期待する。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。自立支援計画の見直しは、入所から1か月、6か月等の期間が定められており、職員が専門性を持ち総合的に子どもの成長や変化を見逃すことがないように療育に取り組んでいる。しかし、日々の保育日誌や保育記録を基に手順に沿って自立支援計画は立案されているが、保護者の意向を把握し同意を得るための手順や、児童相談所等の関係職員へ周知する手順は作成されていない。さらに自立支援計画を緊急に変更する場合などに備え、保護者や関係職員との評価及び見直しの仕組みについての手順の確立を期待したい。</p>		

III-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>子ども一人ひとりの状況に関する情報は日々の記録として保育日誌に、保育記録は毎月まとめられ、保育会議で報告するとともに職員会議で共有されている。毎月の目標は各クラスごとに掲示され共有している。院内の情報ネットワークシステムはないが、日本赤十字社全社統一的な統合情報システムにより閲覧できるとともに情報は得ることができるようになっており、職員間で共有されている。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>子どもや保護者等に関する記録の管理については、日本赤十字社の個人情報保護規程、個人情報の安全管理マニュアル、日本赤十字社特定個人情報取り扱い要領により定められ管理されている。個人情報を含む子どもの記録は鍵のかかる書庫にて管理されている。保護者に対しては、個人情報に関する確認書により、また、ボランティアや実習生にも個人情報保護について説明している。しかし個人情報開示については、情報公開の実施に関する事務取扱要領はあるものの、子どもや保護者自身の記録について日本赤十字社の個人情報保護の取扱いの適用除外にあたる情報開示を保護者から求められた場合の手順については十分な定めがないため、今後、委員会等での検討に期待したい。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>子どもの権利擁護についてマニュアルが整備され、子どもの権利を保障するための取組が行われている。時差勤務のため職員間での周知方法に難しさがあったが、研修の持ち方等を工夫し職員全員に周知が図られた。保育士長は全国乳児福祉協議会の研修を受講し、権利擁護の内容を職員に伝達研修している。毎月のクラス会議では倫理綱領の読み合わせや処遇チェックで自らのかかわり方について振り返りが行われ、より適切なかかわり方をするための取組がされている。処遇チェックの内容や集計結果、各クラスの話合いの内容は全職員に回覧し周知されている。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>院内研修やクラス会議で定期的に「権利擁護マニュアル」等の研修が行われている。また、処遇チェックの集計結果から不適切なかかわりの具体例を挙げ、防止のための話合いが持たれており、その内容はクラス会議録に記載し、全職員に回覧し周知されている。経験年数に配慮した人員配置がされ、プリセプター制度により、新人職員には不適切なかかわりと防止等について理解が図られている。職員体制の見直し等の検討を行うなど、今後の取組が期待される。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。</p> <p>基本的に「担当養育制」がとられており、業務上、担当養育者を交代する必要がある場合は、クラス内職員間での交代や情報交換が行われ、離別ダメージを最小限に抑えている。月齢や発達に応じたクラス編成とし、愛着関係を育むため、個別のかかわりを持つ時間を積極的に確保する体制が図られている。個別の外出体験や遊びの時間等を通してゆったりとかかわり、子どもの満足した様子やつぶやき等は「個別対応記録」に記載されている。また、保護者面会のない子どもを優先的に対応するなど細やかに配慮されている。被虐待児については、臨床心理士と連携を図り個々の状態に応じた関係づくりを行っている。保護者との面会は希望を取り入れ、職員からのアドバイス等で家族との時間を楽しく過ごせるよう支援されている。愛着関係を築くための様々な体制整備は、大人に対する信頼感と自己肯定感を育てる取組が図られているといえる。</p>		

A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
<p>評価者コメント4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。 家庭的環境を考慮し、小規模グループケアが実施されている。それぞれの居室には季節の壁面装飾があり、フローリングの一部にカーペットが敷かれ、温かい雰囲気となっている。日々の生活はゆったりとしたデイリープログラムや保育目標に即した活動で構成され、生活の様子は個々の「保育日誌」や「保育の記録」に丁寧に記録されている。衣類、玩具、食器等は個別化が図られ、ボックスにはお気に入りのマークが貼られ、自分で選んで着たり、遊んだりできる工夫がされている。自分の玩具でじっくり遊ぶことで気持ちが満たされ、友だちに貸したりできるなど心の成長が見られる。「外出費」を予算化し、社会性を高めるため個別で外出し楽しむ経験を増やした。NPO法人による誕生日の玩具のプレゼントも楽しみの一つである。施設の庭では子どもたちと花や野菜を育て、天気の良い日は積極的に外遊びや散歩を取り入れ、自然と触れ合う体験を積んでいる。施設独自の様々な工夫は、子どもの生活体験に配慮し、豊かな体験を心に取り入れる取組と評価される。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
<p>評価者コメント5 子どもの発達を支援する環境を整えている。 入所までの生活環境等は「情報シート」等で把握されている。毎月子どもの発達チェックを行い発達を確認し「自立支援計画」「心理支援計画」を基に、子ども一人ひとりの発達に配慮した対応がされている。個々の発達状況は心理士等を交えてクラス会議で確認し合い、情報共有を図って養育・支援が行われている。自らの養育の振り返りは、処遇チェックや権利擁護の学習会、クラス会議でのカンファレンス、スーパービジョンで行われており、子どもの発達を支援する十分な環境が整っているといえる。</p>		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑥	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
<p>評価者コメント6 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。 授乳についてのマニュアルが整備されており、量、時間、排便等が記録されている。一人ひとりの授乳状況は「授乳記録」「事務日誌」「カルテ(授乳)」を通して日勤、夜勤養育者間で丁寧に申し送りされている。個々のリズムや体調に合わせて、抱いてゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。自律授乳を基本に、一人で持って飲みたがる時には見守りの中で一人飲みが行われている。病気を抱え通常の授乳が難しい場合は、医師である施設長や栄養士と相談の上、ドロドロ状態、スプーンでの授乳など個々に対応した授乳方法をとっている。</p>		
A⑦	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p>評価者コメント7 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。 離乳食に関するマニュアルが整備され、全職員で共通理解されている。入所時には「入所児の食状態について」の手順に沿って保護者や関係者から聴き取りが行われている。離乳食の進め具合は「クラス会議」「給食会議」等で話し合わせ、養育者と栄養士等が情報共有しながら、一人ひとりの状況に合った離乳食が提供されている。また、食事内容に変更のある場合は、その都度「食事変更届」により、厨房と養育者間で確認し提供されている。栄養士は「個人別食事対応表」に個々の状況や目標値等を丁寧に記録し、一人ひとりの発育状況や嗜好調査を基に献立が立てられている。食べ方等に課題を抱えている子どもについては養育者間でカンファレンスを行い、原因の分析や手立てを話し合い、対応されている。ゆったりとした雰囲気の中で、食べる楽しみや喜びを知るための丁寧な取組がなされている。</p>		
A⑧	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p>評価者コメント8 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。 各部屋には季節の装飾が飾られ明るい雰囲気、年齢や身体に合わせたテーブルと椅子が設置されている。食器やスプーンなどは色やキャラクター柄などで個別化されている。「楽しい食育」を柱に、毎月「献立5本柱(行事食、お子様ランチ、お弁当、クッキング、食育の日)」が実施され、子どもたちの食事への意欲を育む取組が図られている。また、誕生会では子どものリクエストに沿った手作りケーキ(アンパンマン等)でお祝いをしている。日々の食事では、養育者や友だちと一緒に食べることでくつろいだ楽しい雰囲気づくりに努め、お代わりを用意することで個々の食べ方や量に対応している。定期的に栄養士、調理員等が食事介助に加わり、咀嚼の様子や喫食状態を確認して厨房内で共有し、献立や調理等に反映させている。「献立5本柱」を中心とした食に対する充実した内容は、体だけでなく心にもたっぷり栄養を注ぐ取組といえる。</p>		
A⑨	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
<p>評価者コメント9 適切な栄養管理が行われている。 栄養管理システムが導入され、適切な栄養管理が行われている。献立は季節感を取り入れ、「嗜好調査」の分析や給食会議等での意見を参考に作成されている。また、「個人対応表」に個々の状況が丁寧に記録され、個別に対応した食事が提供されている。疾病や体調不良時等「栄養マニュアル」に沿って細やかに対応し、個々の発達や体質に即した食事が用意されている。アレルギー等については、医師と連携しマニュアルに沿って適切な食事が提供されている。献立5本柱の1つである食育の日には、「魚を学ぼう」と題し、丸ごと一尾の魚に触れたり魚の栄養を学ぶ取組や、クッキングではパズルクッキー作りや流しそうめん等の様々な工夫がなされ、「豊かな人間関係の中で食を楽しむことができる」取組が図られている。</p>		

A-2-(3) 日常生活等の支援		第三者評価結果
A⑩	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。「養育マニュアル」に沿って適切な衣類の管理が行われている。年に4回、衣類係が担当養育者と協議し、発達、肌質、通気性や活動しやすい衣類を選び入れ替えをしたり、季節ごとに購入している。月齢の高い子どもには好みに合わせて衣類を用意したり、養育者と個別に店に行き選んだりする。衣類には記名し、個別のタンスに収納されている。大きい子どものクラスでは自分で好きな衣服を選んで着ることができるよう配慮されている。衣類はサイズ、種類別等に管理され衣類係は毎月衣類の在庫数のチェックやタンスの整理を行い、不足分の衣類を購入して常に十分な数の衣類を用意している。お食い初め、誕生会、ハロウィーン等様々な行事に対応した衣服も揃えていて、行事を楽しむための特別な配慮がなされている。</p>		
A⑪	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っている。寝室の温・湿度は快適に保たれ、個別化された寝具は清潔で肌触りの良い綿素材の物が使用されている。睡眠中は、顔色や身体周囲の状況を確認できるように採光が工夫されている。入眠前には子守歌をうたったり、やさしく語り掛けながら心地よい眠りにつけるよう配慮されている。夜泣きした子どもや眠りが浅かった子どもなどは事務日誌等に記録し、夜勤、日勤養育者間で申送りを行い、子どもの特性、心理状態に合わせた対応がされている。睡眠時は15分ごとに呼吸チェックが行われているほか、月齢4か月までの乳児には体動や呼吸状態を検知するセンサーが活用されている。</p>		
A⑫	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>快適な入浴・沐浴支援を行っている。各部屋に浴室や浴室が整備されており、清掃や消毒で清潔に保たれている。タオル等の備品も清潔に整えられている。発達に合わせた沐浴・入浴マニュアルが整備され、それに基づいて沐浴・入浴支援が行われている。マニュアルから時間設定を外したことで、養育者と1対1でゆっくりと入浴し個別対応の時間となったり、養育者と子どもたち2～3人で入浴しておもちゃで遊ぶなど、楽しく心地よい体験となっている。月齢の高いクラスでは子どもたちに希望を聴き、時間帯や順番を決めたりおもちゃを用意したりと、入浴のための様々な工夫や取組が行われ、楽しい経験になっている。洗髪時、顔に湯がかかるのを嫌がる子どもには目に入らない工夫をするなど個々の状態に合わせた対応が行われている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。おむつ交換や排泄援助のマニュアルが整備されており、月齢や個々の成長過程に応じた援助が行われている。排泄訓練の開始は1歳3か月を目安としているが、個々の状況に応じて誘い、排泄への意識が持てるようにしている。トイレ内には子どもの好きなキャラクターを貼るなど、楽しい空間となるよう工夫されている。大きい子どものクラスでは友だちのトイレトレーニングの様子が手本になることも多い。泣いたり嫌がったりする場合は無理強いせず、クラス会議やカンファレンスで話し合い、個別の目標を設定して一人ひとりの排泄リズムや気持ちに添った援助が行われている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。発達段階に合わせた玩具を用意し、養育者や友だちと楽しく遊ぶことができるよう配慮されている。養育者は施設内外の「手作り玩具研修」に積極的に参加し、様々な工夫された手作り玩具を提供している。また、玩具はクラス共有の物と個別の物が用意され、自分の引出しから気に入った玩具を取り出しじっくりと遊ぶ取組がされている。前日の遊びの様子は「保育日誌」等で翌日に引き継がれており、月の目標に沿った遊びが日々工夫展開されている。個別対応では、ふれあい遊びを楽しんだり、施設外に出かけ外部の人との豊かな交流を経験することで社会性が育まれている。処遇調査を通じて子どもの目線で振り返り、遊びの環境が整えられている。遊具係が玩具の購入、管理や入れ替えを行い、子どもたちが常に楽しく遊ぶことができるよう援助している。</p>		
A-2-(4) 健康		第三者評価結果
A⑮	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。医療機関関連マニュアルが整備されている。盛岡赤十字病院小児科部長である施設長が毎週木曜日に回診を行っており、個々の健康管理が丁寧に行われている。日々の子どもの健康状態は、朝夕の申送りのほか「生活表」「カルテ」「事務日誌」等で変化が一目で把握でき、養育者間で細やかに情報共有されている。異常がある場合は「症状観察記録」に記入し、必要な際は病院受診が行われている。予防接種については、入所時に保護者から同意書を得ており、看護師が一覧表にまとめて適宜に接種を受けている。睡眠チェック表や与薬チェック表等健康管理のための様々な様式が整備されており、それらに基づいて適切に対応されている。</p>		

A⑯	A-2-(8)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。 施設には病・虚弱児等が多く入所しており、マニュアルに沿って健康管理が行われている。「生活表」や「カルテ」を通して体温、便、食事量、受診の有無等、個々の健康状態の変化が把握できる仕組みが整えられている。個々の薬は薬品棚に保管され、投薬時には「与薬チェック用紙」を用いて養育者同士のダブルチェックが行われている。専門医や主治医の定期診断を受け、受診後は「受診表」に記録し、結果や適応内容が情報共有されている。個々に対しては適切な支援が行われているが、その子どもに対しての「療育計画」や「発達支援計画」等の支援プログラムの作成までには至っておらず、今後の整備が望まれる。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		第三者評価結果
A⑰	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。 施設内研修において、心理職の業務内容について理解を深める取組が行われている。心理療法担当職員は定期的に発達検査を行い、発達の遅れが見られる子どもや集団生活に適応困難な子どもにはプレイセラピーを行ったり、生活の様子を観察し「心理支援計画」に基づいて心理療法を行っている。職員会議やクラス会議において、発達検査の結果が報告され、子どもの発達や心理的支援について話し合いを持ち、相互理解が図られている。家庭支援専門相談員と共に必要に応じて保護者と面談し、親子関係の再構築に向け、子育ての悩みや不安に対して心理的支援が行われている。疾患や障がいのある子どもについては、医療機関や療育センター、支援学校等の関係機関と連携し、情報共有や直接的支援を受けてリハビリ等も行われている。今後は心理療法担当職員に対する研修の充実やコンサルテーションの体制整備が望まれる。</p>		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		第三者評価結果
A⑱	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。 家庭支援専門相談員は児童相談所等の関係機関、家族、里親等と乳児院のパイプ役として体制づくりに努めている。家庭支援専門相談員が中心となって家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族が気軽に相談できる雰囲気づくりに努めている。面会時には、家族の健康状態を把握するとともに、話を傾聴して状況が確認され記録に残されている。また、定期的に電話で保護者等の情報確認を行い、不安な気持ちを示す保護者に寄り添う姿勢が示されている。「情報・相談・対応」等の内容は記録され、全職員で情報共有されている。子どもの健康状態や成長の様子は、写真や「ビヨビヨだより」で保護者に伝えられ、成長を共に喜び合える関係づくりに努めている。面会時や外泊時には食事・入浴・生活の仕方の留意点等を具体的に説明し養育スキルが向上するよう支援されている。保護者の相談内容によっては心理療法担当職員と連携し、保護者の同意を得て相談に応じるなど体制が確立されている。</p>		
A⑲	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>親子関係の再構築のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。 家庭支援マニュアルを整備し、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所からの援助指針を基に「自立支援計画」が作成され、親子関係の再構築に向けた支援が展開されている。親子関係の再構築の支援は児童相談所と連携して行われ、支援方針と支援の内容が職員で共有されている。面会や外出、一時帰宅等の手順等がマニュアルとして明文化されており、保護者等の養育意欲が向上するよう計画的な支援が進められ、一時帰宅後は子どもの様子が注意深く観察されている。親子が施設内で宿泊訓練を行う場合は家庭支援専門相談員が駐在し、支援に当たっている。しかし、入所後における親へのアセスメントは情報収集シート等が活用されているものの、十分な情報の整理に至っていない。親の支援に必要なサービス資源の把握や情報提供に関する検討と共にソーシャルワークの充実が望まれる。</p>		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑳	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>退所後、子どもが安心した生活を送ることができるよう取り組んでいる。 退所に関係したマニュアルが明文化されており、家庭引き取り、施設変更別に細やかに記載されている。自立支援計画には、退所後の生活を見通した支援方針が記載され、取組が行われている。生活の場である家庭や、施設の状況に応じた支援が実施されている。保護者には入所中の成長の様子を記録したおたよりを渡し、退所後も相談の窓口等サポート体制があることを伝え、案内文書を配付している。退所後の状況確認は電話が中心となるが、必要な場合には児童相談所や関係機関と家庭訪問を実施するなど、退所後のアフターケアに努めている。</p>		

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		第三者評価結果
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>里親支援の取り組みは行っているが、十分ではない。 新たに里親支援専門相談員を配置し、里親支援や里親委託の推進に向けた取組が行われている。里親推進や里親委託後の家庭訪問を実施し、里親の相談に応じたり委託児の成長の喜びを共有したり、里親が安心して子育てができるよう支援されている。施設には病・虚弱児等が多く入所しており、里親委託まで結びつくケースは少ないが、里親希望者の実習を積極的に受け入れ里親普及活動の充実に取り組まれている。里親サロンを定期的に開催し、里親の研修会や里親同士の交流の場等として様々な取組が行われている。また、里親サロンでは委託児の近況の把握に努め、必要に応じて児童相談所に報告し、情報共有が図られている。里親がリフレッシュできるようレスパイト・ケアを実施するなど丁寧な里親支援がされている。しかし、里親機能充実のための中・長期計画は、マニュアルの見直しに留まっているため、検討が求められる。今後は里親支援の地域拠点機能の更なる充実が期待される。</p>		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		第三者評価結果
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>一時保護を積極的に受け入れを行っているが、受け入れ体制が十分ではない。 「一時保護マニュアル」が明文化されており、一時保護の受け入れが行われている。感染症の有無を含めた健康状態や食事状態が専用の記録用紙や一時保護時情報、保育記録票等によって把握されている。児童相談所から保護者の意向や措置入所の見通しなどが連絡される都度、電話や面談の記録がまとめられ、職員への周知が図られている。アセスメント項目は、養育、看護、栄養、心理、家庭支援の大項目が設定され、重要度、優先度に着目した一時保護委託のアセスメントが行われている。一方、詳細な支援ポイントを把握しうるアセスメントの項目体系が未整備であることから、十分な体制とは言えない。一時保護後の養育環境を見通した支援計画の作成や一時保護の経過を踏まえた再アセスメントなどについて、体制の補強が望まれる。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>評価者コメント23</p> <p>緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。 緊急一時保護は、「一時保護マニュアル」を用いて受け入れが行われている。フローチャートには緊急時の対応手順が記載され、子どもの生命を守るための積極的な受け入れがなされている。緊急一時保護は、児童相談所からの情報が少ないため、子どもが感染症や病気を抱えている可能性がある。そのため観察期間を設けた対応が行われている。病後児保育室(観察室)において、3日から1週間程度は個別な支援が行われている。この間、小児科医である施設長をはじめ、栄養、看護、保育の観点から健康状態等が観察されている。児童相談所から依頼がある場合は、子どもを医療機関に受診させている。しかし、子どもの状態は保育記録票等に記録されるが、緊急時に即したアセスメントの項目体系が未整備であることから、十分な体制とは言えない。多職種連携、情報共有を図る観点から、体制の補強が望まれる。</p>		